

秋田県知事許可の建設業者の皆様へ（工事現場関係）

工事現場に技術者はいますか？ 丸投げしていませんか？
～ 技術者を配置し、責任を持って施工してください ～

秋田県建設部建設政策課

● 技術者の現場配置

建設業者は、工事現場に一定の資格・経験を有する技術者を配置しなければなりません。軽微な建設工事であっても施工する建設工事の許可業者であれば、技術者を配置する必要があります（特定専門工事を適用した場合を除く）。

また、公共工事など一部の工事において配置する技術者は、専任の者でなければなりません（兼務特例に該当する場合を除く）。

建設業法違反に該当するケース（架空の事例）

- ・ 毎日、営業担当者が工事現場を巡回しているので、国家資格や実務経験を有する技術者は配置していない。
- ・ 軽微な給排水設備工事や舗装工事を請け負ったときは、2級建築施工管理技士を配置している。※2級建築施工管理技士は管工事や舗装工事に対応しない資格である

● 一括下請負（丸投げ）の禁止

建設業者は、請け負った建設工事の施工に実質的に関与することなく下請業者に一括して請け負わせることはできません。

また、一括して請け負うことも禁止されています。

一括下請負は、公共工事と共同住宅新築工事では例外なく禁止、それ以外の工事でも事前に発注者から書面で承諾された場合を除いて禁止となります。

建設業法違反に該当するケース（架空の事例）

- ・ 工事現場に技術者を配置せず、全て下請業者にお任せした。
- ・ 元請業者からの依頼は断れないので、やむを得ず発注者の承諾を得ずに丸投げを受けてしまった。

● 違反行為に対する県の対応

適切な技術者を配置しないで施工することや下請業者に一括して請け負わせることは、建設業法違反として指導・処分の対象となり、重大な違反として営業停止を命じる場合もあります。

【 建設業法に関する問合せ先 】

各種手続窓口：各地域振興局総務企画部総務経理課総務経理チーム・工事契約チーム

建設業法全般：建設部建設政策課建設業チーム（☎018-860-2425）